

子ども・子育て支援法改正の概要

（仕事・子育て両立支援事業の新設）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の概要

一億総活躍社会「夢をつむぐ子育て支援（第二の矢）」の実現に向けて、事業主拠出金制度を拡充

- ・ 待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分整備することとした。
- ・ これを受け、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の措置を講ずる。
- ・ これにより、**事業主拠出金制度を拡充し、最大5万人の保育の受け皿の整備**など子ども・子育て支援の提供体制の充実を図る。

【概要】

1. 仕事・子育て両立支援事業の創設

- 政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設する。

注） 仕事・子育て両立支援事業については、全国的な事業主の団体の意見を聴きながら実施。

2. 事業主拠出金の率の引き上げ等

- 一般事業主から徴収する拠出金（事業主拠出金）の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加する。

注） 現行では、児童手当事業及び地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブ、病児保育、延長保育の財源として厚生年金保険料等と併せて徴収。

- 事業主拠出金の率の上限を1,000分の1.5以内から1,000分の2.5以内に引き上げる。

その他、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の一部改正（年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に仕事・子育て両立支援事業費を追加する等）等を行う。

【施行期日】平成28年4月1日

仕事・子育て両立支援事業等のイメージ図

【背景】：待機児童解消加速化プラン・・・平成29年度末までに待機児童解消を目指す。
 平成29年度末までの保育の受け皿の整備目標を上積み：40万人 **50万人(+10万人)**

【子ども・子育て支援の充実】

内訳「10万人」の
+5..6万人分・・・市町村主体の認可保育所等の上積みで対応（市町村計画の合計数）
 ←市町村の積極的な取組に対し、整備費・運営費について国費で支援

+5万人分・・・企業主導型保育事業により、最大5万人分の受け皿確保
 ←事業主拠出金（後掲）財源による整備費・運営費の支援

< 企業主導型保育事業 >

企業の負担により、従業員の多様な働き方に応じた柔軟な事業所内保育を支援

（特長）

- ・夜間等時間帯のずれた働き方に対応
- ・休日等の利用に対応
- ・短時間等の非正規社員の利用に対応
- ・複数企業での設置が可能、整備費・運営費の支援により、中小企業の設置に対応
- ・設置に当たり市町村の関与なく企業の柔軟な取組に対応

（具体例）

- ・小売り、飲食、24時間稼働工場、公共交通
- ・パートタイマー
- ・工業団地、卸売団地、複合商業施設

< 病児保育の拡充 >、< 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 >

【財源の確保】

事業主拠出金の拠出金率の上限引き上げ（標準報酬の0.15% 0.25%） 事業主負担のみ（労働者負担なし）

・平成28年度は0.2%（+0.05%）：835億円

・平成29年度は0.23%（+0.08%）：約1300億円

平成30年度以降は実施状況を踏まえ、協議の上決定

（注）拠出金は、厚生年金保険料等と併せて徴収